

各放課後等デイサービス事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室(指導係)

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に係る3月サービス提供分の放課後等デイサービスの請求の切り分けシートの活用について

令和2年3月の小学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用による保護者への利用料かかりまし分については、全額が国庫補助されるところです。

今般、その補助事業の対象経費の切り分けにあたり、厚生労働省から事業所が簡便に使用できるシート（以下「計算シート」という。）の例が示されており、県において、計算シートの一部を追加し、更に利用料の内訳票のシートを作成いたしました。

については、国庫補助の対象となる利用料が発生している事業所につきましては、下記のとおり、切り分け計算シートを作成の上、関係市町村に提出していただきますようお願いいたします。

なお、別添の「切り分けシート」を活用しない市町村もありますので、「各市町村の活用の有無及び提出先票」を確認の上、対応してください。

記

- 1 提出先 各補助費を請求する市町村
※「各市町村の活用の有無及び提出先票」で計算シートを活用するとされている市町村は、別添の「切り分け計算シート」を用いて提出してください。
※「各市町村の活用の有無及び提出先票」で計算シートを活用しないとされている市町村については、当市町村から指示された方法で申請してください。
- 2 提出書類 別添「切り分け計算シート」
※「切り分け計算シート」の「計算シート」と「利用料かかりまし分」を記入してください。
- 3 提出方法 「各市町村の活用の有無及び提出先票」で示された方法で提出してください。
- 4 提出期限 令和2年4月28日（火）
※ 提出期限までに送付できない場合等、提出に係る相談は、各市町村に相談してください。

(問い合わせ先)

福岡県福祉労働部障がい福祉課

障がい福祉サービス指導室 指導係

電話：092(643)3312

mail：shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp

【参考】

令和2年3月24日市町村あて厚生労働省事務連絡

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(3月24日版)

▼サービス利用の増に伴う利用者負担の増加への配慮

Q10-2 学校の臨時休業に伴いサービス利用量が増加したことにより、保護者の利用料が増えたことに対する公的支援はありますか。

A10-2. 3月10日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」に基づき、学校の一斉臨時休業により、3月2日から春休みの開始までの間の放課後等デイサービス利用量が増加したことに伴う利用料の増加額相当について、全額国庫補助することとしています。

具体的には、以下に該当する利用者負担です。

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

本補助の円滑な実施のため、都道府県等は、管内事業所に対し、3月サービス提供分について、あらかじめ事業者へ、上記①～④の経費に係る児童ごとに切り分けを依頼してください。(後日、切り分けの際、簡便に使用できるシートを添付し、正式に依頼致します)

また、保護者に3月分の利用料を請求する際には、学校臨時休業がなかった場合の利用料(一般的には、当初から3月に予定していた利用分に相当する利用料)のみを請求していただき、保護者の負担感軽減に配慮した取扱いとしていただけますようお願いいたします。